での金額は、 当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、 益金の額に算入しない。

11

度 事業年度開始の日から配当事業年度終了の日までの期間において、当該外国法人が他の外国法人から 部分の金額に限る。以下この号において同じ。)がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当す 受けた剰余金の配当等の額 項において「配当事業年度」という。) 前三項に規定する間接特定課税対象金額とは、 用を受けた金額のうち、 人から受けた剰余金の配当等の額 の数に対応する部分の金額として政令で定める金額 として政令で定めるものを除く。)のうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等 条の九十第一項若しくは第四項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剰余金の配当等の額 内国法人が外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む当該内国法人の事業年度 (以下この号において「前二年以内の各事業年度等」という。)のうち最も古い事業年度又は連結 当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する (当該他の外国法人の第六十六条の六第一項若しくは第四項又は第六十八 (前三項又は第六十八条の九十二第八項から第十項までの規定の適 開始の日前二年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をいう。 (前二年以内の各事業年度等において当該外国法

る金額を控除した残額。第十四項において「間接配当等」という。

二次に掲げる金額の合計額

法人を通じて間接に有するものとして政令で定める他の外国法人の株式の数又は出資の金額をい もののうち、 六条の六第一項又は第四項の規定により配当事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される 前号の他の外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、 同号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数 配当事業年度において第六十 (内国法人が外国

う。

口において同じ。)に対応する部分の金額として政令で定める金額

 \Box 式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額 外国法人から受けた剰余金の配当等の額(前三項の規定の適用を受けた金額のうち、 算上益金の額に算入されたもののうち、 以内に開始した各事業年度 において第六十六条の六第一項又は第四項の規定により前二年以内の各事業年度の所得の金額の計 前号の他の外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、配当事業年度開始の日前二年 (以下この号及び次項において「前二年以内の各事業年度」という。) 前号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株 (前二年以内の各事業年度において同号の 当該外国法人

が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号にお

いて同じ。)がある場合には、 当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。 次項及び

第十四項において「間接課税済金額」という。)

12 内国法人が第八項から第十項までに規定する外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業

年度開始の日前二年以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度に係る個別間

接課税済金額(第六十八条の九十二第十一項第二号口に規定する個別間接課税済金額をいう。以下この

項及び第十四項において同じ。)があるときは、 前項の規定の適用については、その個別間接課税済金

13 第六項及び第七項の規定は、第八項から第十項まで及び第十一項(前項の規定によりみなして適用す

当該連結事業年度の期間に対応する前二年以内の各事業年度の間接課税済金額とみなす。

額は、

る場合を含む。)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六項

直接保有の株式等の数の

第十一項第二号イに規定する間接

保有の株式等の数(以下この項に

	おいて「間接保有の株式等の数」
	という。この・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第四項	第十一項
前十年以内の各事業年度の課税済	前二年以内の各事業年度等(同項
金額	第一号に規定する前二年以内の各
	事業年度等をいう。次項において
	同じ。)の間接配当等(第十一項
	第一号に規定する間接配当等をい
	う。以下この項及び次項において
	同じ。)又は前二年以内の各事業
	年度(第十一項第二号口に規定す
-	る前二年以内の各事業年度をい
	う。次項において同じ。)の間接

	,	課税済金額(第十一項第二号ロに
		規定する間接課税済金額をいう。
		以下この項及び次項において同
		じ。)
第六項第一号	合併等前十年内事業年度	合併等前二年内事業年度
`	前十年以内	前二年以内
	課税済金額又は個別課税済金額	間接配当等若しくは間接課税済金
		額又は個別間接配当等(第六十八
		条の九十二第十一項第一号に規定
		する個別間接配当等をいう。以下
		この項及び次項において同じ。)
		若しくは個別間接課税済金額(同
		条第十一項第二号口に規定する個

分割等前二年内事業年度の間接配	一分割等前十年内事業年度の課税済一	,
第十一項の	第四項の	
おいて準用する同条第六項		
は第六十八条の九十二第十三項に	項	
第十三項において準用する前項又	前項又は第六十八条の九十二第六	第七項
間接保有の株式等の数	直接保有の株式等の数	
別間接課税済金額		
額又は個別間接配当等若しくは個		
間接配当等若しくは間接課税済金	課税済金額又は個別課税済金額	-
前二年以内	前十年以内	
分割等前二年内事業年度	分割等前十年内事業年度	第六項第二号
の項及び次項において同じ。)		
別間接課税済金額をいう。以下こ		

金額	当等又は間接課税済金額
前項の	第十三項において準用する前項の
前十年以内の各事業年度の課税済	前二年以内の各事業年度等の間接
金額	配当等又は前二年以内の各事業年
	度の間接課税済金額
同条第六項	同条第十三項において準用する同
	条第六項
前十年以内の各連結事業年度(同	前二年以内の各連結事業年度等
条第四項第二号に規定する前十年	(同条第十一項第一号に規定する
以内の各連結事業年度	前二年以内の各連結事業年度等
個別課税済金額	個別間接配当等又は前二年以内の
	各連結事業年度(同条第十一項第
	一二号口に規定する前二年以内の各

連結事業年度をいう。)の個別間

接課税済金額

号」を「適格分割、 に改め、 併等の日 現物分配法人」 以下この号において「適格合併等」という。) 該適格合併」を 再編成が残余財産の全部の分配である場合には、 合併等」」を「「適格組織再編成」」に、 定外国子会社等」を「有する外国法人」に、 第四項」に、 第六十六条の八第五項中「適格事後設立 同項第二号を削り、 (当該適格合併等が残余財産の全部の分配である場合には、 を加え、 「適格合併又は適格現物分配 「掲げる適格合併等」を 適格現物出資又は適格現物分配 「合併前十年内事業年度(適格合併の日」を「合併等前十年内事業年度 同項第三号中 「掲げる適格組織再編成」 「適格分社型分割、 (以下この項」を「適格現物分配(以下この項」に、 「事後設立法人から」を「現物分配法人から」に、 「適格合併等の日」を「適格組織再編成の日 (適格現物分配にあつては、 当該適格合併等」に改め、 その残余財産の確定の日の翌日)」に、 (適格現物分配にあつては、 適格現物出資又は適格事後設立 に改め、 その残余財産の確定の日の翌日)」 残余財産の全部の分配に限る。 同項第一号中 「被合併法人」 残余財産の全部の分配を 「適格合併 (当該適格組 の下に 「第三項」 「有する特 (以下この (適格合 「又は 「適格 を 当

え、 め、 で、 第六項及び第十一項」に改め、 条の九十二第四項第二号」に改め、 赱 除く。以下この号及び次項」に、 同号を同項第二号とし、 分配法人 「又は部分課税対象金額で、 「第一項から第三項までに規定する外国法人」に、「第六十八条の九十二第三項第二号」を「第六十八 内国法人」に改め、 同項第一号中「特定外国子会社等」を「外国法人」に、 「第一項又は前項前段」を「前三項」に改め、 (次項において「分割法人等」という。)」に、 同項を同条第六項とし、 「第六十六条の六第一項」の下に「又は第四項」を加え、 内国法人」に改め、 同項第二号中「特定外国子会社等」を「外国法人」に、 「適格分社型分割等」を 同項を同条第五項とし、 同条第四項中「当該内国法人に係る特定外国子会社等」 同項を同条第四項とし、 「第六十六条の六第一項」 「適格分割等」に、 「特定外国子会社等」を 同条第三項中「前二項」を「前三項」に改 「で内国法人」を「又は部分課税対象金額 同条第二項の次に次の一項を の下に 「事後設立法人」 「及び第五項」を 「外国法人」 「又は第四項」 「で内国法人」 に改め、 を 現物 を加 产

3 受けるものに限る。 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(法人税法第二十三条の二第二項の規定の適用を 以下この項において同じ。)がある場合には、 当該剰余金の配当等の額のうち当該

加える。

外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額は、 当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計

算上、益金の額に算入しない。

び次項」 に 中 同条第二項第一号中 六条の六第四項第二号」 定施設を有し、 **六第三項に規定する特定事業をいう。次項において同じ。)を主たる事業とするものを除く。)が、」** この条及び次条」 第六十六条の九の二の前の見出し中 「及び前項」 「固定施設を有する」を「その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、 を かつ、 を削り、 次項及び第四項」 に改め、 「発行済株式等」の下に「の総数又は総額」 その事業の管理、 を 「同項に規定する特定外国法人が」を「特定外国法人(特定事業 「第六十六条の六第三項第二号」に改め、 「分配をいう」及び に、 「課税対象金額」を「課税対象金額等」に改め、 「第七項」を 支配及び運営を自ら行つている」に改め、 「権利をいう」 「第八項」 に、 の下に を加え、 「もの 同項を同条第三項とし、 ~ 同条第三項を削り、 第四項において同じ」を加え、 (以下この款」を 店舗、 同項第二号中 同条第一項中「及 工場その他の固 (第六十六条の も 同項の次に 同条第四 0 「第六十 災下 項

4 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人が、 平成二十二年四月一日以後に開始する各事業 次の一項を加える。

額 事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算 当する金額を超えるときは、 勘案して政令で定めるところにより計算した金額 当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を の項において「特定所得の金額」という。)を有するときは、 事業年度に係る次に掲げる金額 金額」という。) 年度において前項の規定により第一項の規定を適用しない適用対象金額を有する場合において、 (次項において「部分適用対象金額」という。) のうち当該特殊関係株主等である内国法人の有する (特定事業を除く。) に相当する金額は、 当該相当する金額。 の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものを除く。 (第一号から第五号までに掲げる金額については、 当該特殊関係株主等である内国法人の収益の額とみなして当該各 次条及び第六十六条の九の四において「部分課税対象 (当該金額が当該各事業年度に係る課税対象金額に相 当該各事業年度の特定所得の金額の合計 当該特定外国法人が 以下こ 当該各

等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の十に満たない場合における当該他の法人 剰余金の配当等の額 (当該特定外国法人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式 (第四号にお

上

益金の額に算入する

いて「特定法人」という。)から受けるものに限る。以下この号において同じ。)の合計額から当該

剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該剰余金の配当等の額に係る費

用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

一債券の利子の額の合計額から当該利子の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該利子

の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

債券の償還金額 (買入消却が行われる場合には、 その買入金額)がその取得価額を超える場合にお

けるその差益の額の合計額から当該差益の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該差益

の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

几 特定法人の株式等の譲渡(第六十六条の六第四項第四号に規定する譲渡をいう。次号において同

じ。)による対価の額の合計額から当該株式等の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した

費用の額の合計額を控除した残額

五 債券の譲渡による対価の額の合計額から当該債券の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要

した費用の額の合計額を控除した残額

六 めるものを除く。以下この号において同じ。)の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用 の使用料 特許権等(第六十六条の六第四項第六号に規定する特許権等をいう。 (当該特定外国法人が自ら行つた研究開発の成果に係る特許権等の使用料その他の政令で定 以下この号において同じ。)

七 船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の

額の合計額を控除した残額

の額の合計額を控除した残額

に改め、 第六十六条の九の二第九項を同条第十項とし、 同項を同条第九項とし、 同項の前に次の一項を加える。 同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、 同条第七項中 「第一項の」を 同条第八項中「、第四項及び第六項」を「及び第七項」 同項を同条第七項とし、 「第一項及び第四項の」 に改め、 同条第五項を同条 同項を同

5 前項の規定は、 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人につき次のいずれかに該当する事

実がある場合には、 当該特定外国法人のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額については、 適

用しない。

各事業年度における部分適用対象金額に係る収入金額が千万円以下であること。

各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうちに当該各事業

年度における部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

第六十六条の九の三第一項中「内国法人が前条第一項」を「内国法人が、 前条第一項又は第四項」に、

「のうち当該」を「のうち、 当該に、 「金額は」を 「金額又は当該特定外国法人の部分課税対象金額に

対応するもの (当該部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。) として政令で定めるところにより

計算した金額は」に、 (特定外国法人の課税対象金額」を「(特定外国法人の課税対象金額等」に、

「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に改め、 同条第二項中「内国法人が」を「内国法人

が、」に、 「当該内国法人」を「、当該内国法人」に改め、 「場合」の下に「又は当該特定外国法人の同

条第四項に規定する個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合」を、

「当該個 別課税対象金額」の下に「又は当該個別部分課税対象金額」を、 「の課税対象金額」 の下に「又

は部分課税対象金額」 を加え、 同条第三項中 「内国法人が」 を 「内国法人が、」 に改め、 「場合」 の下に

「又は同条第四項の規定の適用に係る特定外国法人の部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定

の適用を受ける場合」を加える。

第九項」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「第六十六条の八第五項から第八項まで」を 特定外国法人」を「外国法人」に、 を加え、 を「この条」に、 「、この項前段の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額に」に改め、同条第七項中「第二項前段の」 「第二項前段又は第八項前段の」に改め、 「第三項まで」に改め、「「次項」の下に「及び第三項」を加え、 (前項の規定によりみなして適用する場合を含む。) 」 第六十六条の八第六項、 第六十六条の九の四第一項中 同項を同条第十四項とし、同条第六項中「第一項」の下に「若しくは第三項又は第七項若しくは 「当該特定外国法人」を「当該外国法人」に改め、 第七項、 「当該内国法人に係る特定外国法人」を「外国法人」に、 第十四項及び第十五項」に改め、 「当該特定外国法人」を「当該外国法人」に、 「第六十六条の九の四第二項前段」の下に「又は第八項前段 を加え、 同項の表を次のように改める。 同条第二項中 「第三項まで」の下に「及び第四項 当該剰余金の配当等の額に」 「この項及び次項」を 「当該内国法人に係る 「第四項まで」 を を

第六十六条の八第六項

内国法人が適格合併

第六十六条の九の二第二項第二号

に規定する特殊関係内国法人(以

項までにおいて同じ。) とみなす	
る課税済金額をいう。 以下第十四	
課税済金額(同項第二号に規定す	課税済金額とみなす
第六十六条の九の四第四項	第四項
人	
る特殊関係株主等である被合併法	
により当該特殊関係内国法人に係	により被合併法人
適格合併	
等」という。)である内国法人が	
下この項において「特殊関係株主	
項に規定する特殊関係株主等(以	
法人」という。)に係る同条第一	
下この項において「特殊関係内国	

	第六十六条の八第七項	号第六十六条の八第六項第二	号	第六十六条の八第六項第
第四項の	項前項又は第六十八条の九十二第六	二 第六十六条の六第一項		個別課税済金額
第六十六条の九の四第四項のる第六十八条の九十二第六項		第六十六条の九の二第一項	四項までにおいて同じ。) ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	個別課税済金額(第六十八条の九

第六十六条の九の四第五項を同条第六項とし、同項の次に次の六項を加える。

同条第六項		を 	から第十項までの規定を	
同条第六項		同条第一項から第三項までの規定	第一項から第三項まで及び第八項	. •
同条第八項 第一項から第三項まで及び第八項 から第十項まで から第十項までの規定の		同条第六項において準用する前項	前項	
第一項から第三項まで及び第八項 第一項から第三項まで及び第八項 のようのである。 第一項がら第三項まで及び第八項		三項までの規定の	から第十項までの規定の	
同条第六項 同条第六項 同条第四項第二号 の多第四項第二号 ののののののののののののののののののののののののののののののののののの				第六十六条の八第十五項
第一項から第三項まで及び第八項同条第四項第二号		三項まで	から第十項まで	,
第二号		第六十六条の九の四第一項から第		第六十六条の八第十四項
第二号	1	二号		
二第が		第六十八条の九十三の四第四項第	同条第四項第二号	
おい		二第六項		
		第六十八条の九十三の四第六項に	同条第六項	

7 間接特定課税対象金額に達するまでの金額は、 該剰余金の配当等の額 該当するものを除く。 特殊関係株主等である内国法人が外国法人(法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に 以下この項において同じ。)から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、 (第一項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。) のうち当該外国法人に係る 当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、 益金 計

の額に算入しない。

8 合において、この項前段の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額に係る同法第三十九条の二に規定す でにおいて 配当等の額 第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。)がある場合には、当該剰余金の た金額」とあるのは、 金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除し 税対象金額に達するまでの金額についての同条第一項の規定の適用については、 特殊関係株主等である内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(法人税法第二十三条の二 「剰余金の配当等の額」という。) (第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。) のうち当該外国法人に係る間接特定課 「次項及び第三項において「剰余金の配当等の額」という。)」とする。この場 がある場合には、 当該剰余金の配当等の額から当該剰余 同項中「以下第三項ま

る外国源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

9 特殊関係株主等である内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額 (法人税法第二十三条の二

配当等の額 (第三項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。) のうち当該外国法人に係る間接特定課

以下この項において同じ。)がある場合には、

当該剰余金の

第二項の規定の適用を受けるものに限る。

税対象金額に達するまでの金額は、 当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、 益金の額に算入

しない。

10 前三項に規定する間接特定課税対象金額とは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をいう。

の事業年度 特殊関係株主等である内国法人が外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む当該内国法人 (以下この項において「配当事業年度」という。) 開始の日前二年以内に開始した各事業

年度又は各連結事業年度 (以下この号において「前二年以内の各事業年度等」という。) のうち最も

古い 人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額 事業年度又は連結事業年度開始の日から配当事業年度終了の日までの期間において、 (当該他の外国法人の第六十六条の九の二第 当該外国法 項若

しくは第四項又は第六十八条の九十三の二第一項若しくは第四項の規定の適用に係る事業年度開始の

は、 受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。)がある場合に の四第七項から第九項までの規定の適用を受けた金額のうち、 当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額 各事業年度等において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額 日前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。)のうち、当該内国法人の有する 当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額) 当該外国法人が当該他の外国法人から (前三項又は第六十八条の九十三 (前二年以内の

二 次に掲げる金額の合計額

1 の八第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。口において同じ。)に対応する部 れるもののうち、 六条の九の二第一項又は第四項の規定により配当事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入さ 前号の他の外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、 同号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数 配当事業年度において第六十 (第六十六条

前号の他の外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、 配当事業年度開始の日前二年

分の金額として政令で定める金額

以内に開始した各事業年度(以下この号及び次項において「前二年以内の各事業年度」という。)

において第六十六条の九の二第一項又は第四項の規定により前二年以内の各事業年度の所得の金額

の計算上益金の額に算入されたもののうち、 前号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有

の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額 (前二年以内の各事業年度において同

号の外国法人から受けた剰余金の配当等の額 (前三項の規定の適用を受けた金額のうち、 当該外国

法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。 以下この号

において同じ。)がある場合には、 当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。

において「間接課税済金額」という。)

特殊関係株主等である内国法人が第七項から第九項までに規定する外国法人から剰余金の配当等の額

11

事業年度に係る個別間接課税済金額 (第六十八条の九十三の四第十項第二号ロに規定する個別間接課税

を受ける日を含む事業年度開始の日前二年以内に開始した連結事業年度がある場合において、

当該連結

済金額をいう。 以下この項において同じ。 があるときは、 前項の規定の適用については、 その個別間

接課税済金額は、 当該連結事業年度の期間に対応する前二年以内の各事業年度の間接課税済金額とみな

す。

12 第六十六条の八第六項、第七項、第十四項及び第十五項の規定は、第七項から第九項まで及び第十項

(前項の規定によりみなして適用する場合を含む。) の規定を適用する場合について準用する。この場

合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字

句に読み替えるものとする。

適格合併	:	
等」という。)である内国法人が		
下この項において「特殊関係株主		-
項に規定する特殊関係株主等(以	~ .	
法人」という。)に係る同条第一		
下この項において「特殊関係内国	·	
に規定する特殊関係内国法人(以	-	
第六十六条の九の二第二項第二号	内国法人が適格合併	第六十六条の八第六項

により被合併法人	により当該特殊関係内国法人に係
	る特殊関係株主等である被合併法
	人
直接保有の株式等の数の	第十一項第二号でに規定する間接
	保有の株式等の数(以下この項に
	おいて「間接保有の株式等の数」
	という。)の
第四項	第六十六条の九の四第十項
前十年以内の各事業年度の課税済	前二年以内の各事業年度等(同項
金額	第一号に規定する前二年以内の各
	事業年度等をいう。次項において
	同じ。)の間接配当等(同条第十一
,	項第一号に掲げる金額をいう。 以

条の九十三の四第十項第一号に掲		
額又は個別間接配当等(第六十八		
間接配当等若しくは間接課税済金	課税済金額又は個別課税済金額	
前二年以内	前十年以内	<u>무</u>
合併等前二年内事業年度	合併等前十年内事業年度	第六十六条の八第六項第一
十四項までにおいて同じ。)		
る間接課税済金額をいう。以下第		
額(同条第十項第二号ロに規定す		
において同じ。)の間接課税済金	•	
年以内の各事業年度をいう。次項		
条第十項第二号ロに規定する前二		
又は前二年以内の各事業年度(同		
下第十四項までにおいて同じ。)		